メバル公園に災害対応型自動販売機を設置する事業者公募仕様書

1　公募物件

物件番号	物件名	所在地	設置場所	自動販売機・容器回収ボックス使用可能範囲寸法
1	メバル公園	防府市新築地町２番地１	屋外	（幅 1.8m×奥行 0.9m）未満

※ 設置場所については、別紙配置図を参照してください。
※ 自動販売機は、１台設置するものとします。
※ 使用可能範囲寸法には、放熱余地・転倒防止板設置部及び使用済容器回収ボックスの寸法を含みます。
※ 自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるため、事前に設置場所の確認をしてください。

2　売上手数料率

売上手数料率は、１０％以上とします。

3　自動販売機設置期間

令和９年４月１日から令和１２年３月31日まで

ただし、設置期間満了前であっても山口県若しくは防府市が港湾の整備又は維持管理のため特に必要があると認めた場合は、設置を取りやめることがあります。

なお、設置業者は正当な理由がない限り、設置期間中は自動販売機を撤去することができません。

4　売上手数料

⑴売上手数料は、自動販売機に係る毎月の売上合計額（消費税及び地方消費税を含めます。）に一定の率《落札した率》を乗じた金額とします。（円未満切捨て）

⑵売上手数料は、市が毎月発行する納入通知書により、市が指定する期日までに全額納入してください。

⑶設置事業者は、毎月の売上合計額が確認できる売上実績を、指定する期日までに書面により市に報告してください。

5　電気料

自動販売機の運転に必要な電気料は、設置者の負担とします。

原則設置者において、適正な規格品である計量機器（子メーター）を設置し、その電気使用量に応じた金額を、電源設置者に毎月納入してください。

毎月の電気料金は、電源設置者が契約を締結した電気業者との契約に基づき計算した額とします。

６　その他必要となる経費等の負担

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置者の負担とします。

７　設置機器の仕様等

⑴配置図に示した場所に、使用可能範囲寸法を超えないものを設置してください。

⑵省電力やノンフロン対応（フロン又は代替フロンは使用しないこと）など、環境負荷の低減に十分対応した機種としてください。（フロン又は代替フロンは原則不可ですが、使用される冷媒に用いられている物質の地球温暖化係数が１４０未満は可）

ただし、紙パック式機種については導入が困難な場合はこの限りではありません。

⑶転倒防止対策は、「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会）を遵守した措置を講じてください。

⑷災害対応型自動販売機（災害時に無料で飲料等を提供できるもの。）としてください。なお、バッテリー式、ハンドル充電式、ワイヤー式等方式は問いません。

⑸災害対応型であることを明示してください。

８　維持管理

⑴商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行ってください。

⑵設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、速やかに対応してください。

⑶衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行ってください。

⑷原則として設置者は、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル・紙パック）の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置し、設置者の責任で適切に回収・リサイクルを行ってください。

９　販売品目等

⑴販売品目

酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む）を除く清涼飲料水・乳飲料とします。（一般市場で流通しているお茶、コーヒー、水、炭酸飲料、紅茶、ジュース類等）

また、個別包装された栄養調整食品（固形）を２品以上（同商品の味違いも可）販売すること。

⑵容器

缶・ビン・紙パック・ペットボトルの密閉式容器（紙コップ不可）

⑶販売価格

標準販売価格（定価）を超えない額とします。

１０　設置管理上の制限

次のことを遵守してください。

⑴入札条件を遵守し、売上手数料を市が定める期限までに確実に納付してください。

⑵自動販売機を設置する権利を、第三者に譲渡又は転貸する行為は禁止します。

⑶販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間・経路については、市と協議の上行ってください。

⑷酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む）の販売は行わないでください。

なお、販売品の具体的な構成については、落札決定後、事前に市と協議を行ってください。

⑸標準販売価格（定価）を超えない額で販売してください。

１１　設置管理の取消及び変更

山口県が港湾施設の利用又は機能を妨げると判断したとき、市が許可物件を公用若しくは公共用に供するために必要とするとき、前記８の維持管理事項及び前記１０の設置管理上の制限に違反する行為があると認めるときは、設置管理の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

１２　原状回復

設置者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、契約の満了日又は市が指定する期日までに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置者は一切の補償を市に請求することはできません。

13　参考データ

令和７年度実績

物件番号	年間売上本数	年間利用者数	備考
1	約２,300 本	約 130,000 人	※年間利用者数は、令和７年度にメバル公園を利用したおおよその人数です。

14　その他

自動販売機の設置及び撤去については河川港湾課と協議及び調整を行ってください。